

令和元年度

第1回

財政援助団体等監査報告書
(指定管理者監査)

指定管理者

特定非営利活動法人 ワークスコープ

所管部課

子ども家庭部 子ども育成課

福生市監査委員

財政援助団体等監査報告書（指定管理者監査）

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

施設名：田園児童館（田園会館含む）及び田園学童クラブ

武蔵野台児童館及び武蔵野台学童クラブ

熊川児童館及び熊川学童クラブ

指定管理者：特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

所管部課：子ども家庭部 子ども育成課

3 監査の範囲

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）に執行された学童クラブ事業指定管理委託、児童館等施設指定管理委託に関する事業について

4 監査の期間

令和元年9月27日から令和元年12月24日まで

[説明聴取日 令和元年11月5日]

5 監査の方法

公の施設の指定管理事務が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係諸帳簿及び関係書類等の照合、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続により実施した。

6 監査の重点

所管部課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- (2) 指定管理者の指定は適正・公平に行われているか。
- (3) 協定書の締結は適正に行われているか。
- (4) 指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。
- (5) 業務の履行確認は実績報告書によりなされているか。
- (6) 指定管理者制度を導入した結果について

指定管理者

- (1) 事業の実施は協定書及び業務基準等のとおり実施されているか。
- (2) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- (3) 利用料等の収納事務は適正に行われているか。
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (5) 利用促進のための努力はなされているか。
- (6) 施設の運営管理及び財産の管理は適切に行われているか。

第2 指定管理の概要

1 目的

児童館及び学童クラブの施設管理及び運営について、実施事業の多様化、保護者からの要望への迅速かつ的確な対応を図るため、民間活力を導入し、児童館及び学童クラブとしての能力、市民サービスの向上を図り、さらに行政コストの削減を図ることにより当該施設の適正かつ効率的な運営を行う。

2 事業の名称・内容

学童クラブ事業指定管理委託

児童館等施設指定管理委託

3 施設の名称

- (1) 田園児童館（田園会館含む）及び田園学童クラブ

福生市南田園三丁目6番地1

- (2) 武蔵野台児童館及び武蔵野台学童クラブ

福生市武蔵野台一丁目12番地2

- (3) 熊川児童館及び熊川学童クラブ

福生市熊川1143番地1 都営熊川アパート23号棟1階

4 指定管理者名・代表者

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

代表理事 田嶋 羊子

5 指定期間

平成29年4月1日～令和4年3月31日（5年間）

6 指定管理委託料

平成29年度 146,423,924円（決算額）

（児童館 110,719,855円 学童 35,704,069円）

平成 30 年度 150,126,884 円 (決算額)
(児童館 113,219,400 円 学童 36,907,484 円)
令和元年度 153,203,561 円 (契約額)
(児童館 115,182,214 円 学童 38,021,347 円)
令和 2 年度 158,597,706 円 (収支計画額)
(児童館 119,284,497 円 学童 39,313,209 円)
令和 3 年度 160,905,318 円 (収支計画額)
(児童館 120,389,245 円 学童 40,516,073 円)

第 3 監査の結果

児童館及び学童クラブの指定管理者である特定非営利活動法人ワーカーズコープ及び所管課について監査を行った結果、基本協定書、年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務基準に関連する業務の内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

【指摘事項】

(1) 施設維持管理業務の第三者による実施について

基本協定書第 13 条では、指定管理者は業務の一部を第三者に委託する場合は事前に市に承諾を求めるものと定められており、同第 47 条では、承諾は書面により行うことと定められている。

しかしながら、指定管理者は、事前に市に承諾を求めることなく清掃業務などを第三者に委託していた。また、所管課は、指定管理者が第三者との契約締結後に市へ提出した「外部委託点検表」により実態を把握するにとどまり、指定管理者に対し、基本協定書に定められた手続についての指導を行わず、承諾についても書面による発出をしていなかった。

所管課及び指定管理者は、基本協定書を遵守し、書面による事前承諾の手続を徹底されたい。

(2) 施設維持管理業務の事業報告書の提出について

指定管理者が行う施設の維持管理業務については、管理運営業務基準に業務内容及び実施回数等を詳細に定めているが、外部委託点検表を確認したところ、規定の実施回数を満たしていない項目があった。

指定管理者に確認したところ、外部委託以外に指定管理者自らが維持管理業務を実施しており、基準どおりに維持管理をしているという回答であった。

外部委託点検表以外に維持管理業務の事業報告書が提出されていないため、維

持管理業務が規定どおり実施されているのか確認できない状況であり、所管課も確認を怠っているのではないかという疑義が生じる。

基本協定書第 24 条では、指定管理者は、維持管理業務についても事業報告書として提出し、承認を得ることとされているため、維持管理業務が規定どおり実施されていることが分かるように事業報告書を提出し、所管課は、管理運営業務基準に定められた業務内容の実施状況について確認されたい。

(3) 事業報告書の適正な文書收受について

基本協定書第 24 条では、指定管理者が提出すべき事業報告書として、年度報告については翌年度の 4 月末日までに、月例報告については当該月終了後 15 日までに提出することと定めている。

各報告の提出状況を確認したところ、年度報告については、事業の総括であるにもかかわらず、文書收受もされておらず、また、供覧もされていなかった。年度報告は、A 4 用紙 1 枚のみで、3 月分の月例報告が 1 年分の累計の報告になっており、所管課としてはそちらで 1 年の総括を確認していたという。

なお、月例報告については、收受印がなく收受日が確認できないものの、供覧はされていた。

福生市指定管理者導入施設のモニタリング指針によれば、所管課は、指定管理者から提出される事業報告書等に基づき、当該施設の設置目的、協定書、事業計画書等を検証の上、適切な管理運営がなされているか、客観的に検証して評価を行い、モニタリングによる P D C A サイクルを適正かつ継続的に運用することとされている。

事業報告書については、適切な管理運営がなされているか検証するための重要な書類であり、所管課は、適正な文書收受とされたい。